

2. 未実施の状況（平成24年7月1日現在）

（1）実施していない理由

養育支援訪問事業を実施していない570か所の市区町村の実施していない理由（複数回答）としては、「母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である」（67.7%）が最も多く、次いで、「訪問者が足りない」（22.8%）、「養育支援訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」（21.4%）であった。

表IV-2 養育支援訪問事業を実施していない理由（複数回答）（平成24年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である	386	67.7%
訪問者が足りない	130	22.8%
養育支援訪問事業以外の同様の事業を既に実施している	122	21.4%
対象者(家庭)が少ない	101	17.7%
予算が足りない	94	16.5%
その他	62	10.9%
対象者(家庭)がいない	55	9.6%
事業の実施方法がわからない	30	5.3%
無回答	8	1.4%

（2）今後の予定

養育支援訪問事業を実施していない市区町村の今後の予定としては、490か所（86.0%）で実施の予定がなく、80か所（14.0%）は、「平成23年7月2日以降に実施」あるいは「平成25年度に実施予定」であった。

表IV-3 養育支援訪問事業の今後の予定（平成24年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
平成24年7月2日以降に実施した	15	2.6%
平成25年度に実施予定	65	11.4%
実施予定はない	490	86.0%
合計	570	100.0%

3. 平成 23 年度の養育支援訪問事業の実績^(*)

(1) 訪問した家庭数と支援した内容

平成 23 年度に養育支援訪問事業で訪問し、支援した家庭は 82,253 戸であった。
そのうち、特定妊婦として支援していたのは 4,077 人 (5.0%) であった。
訪問した際の支援は、「専門的相談支援」(83.4%) が最も多かった。

表IV-4 平成 23 年度に養育支援訪問事業で訪問した家庭数と支援した内容

区分		戸数	比率
訪問した総家庭数		82253	
特定妊婦(再掲)		4077	5.0%
支 援 内 容	専門的相談支援	68627	83.4%
	育児・家事援助	7062	8.6%
	専門的相談支援と育児・家事援助の両方	6564	8.0%

(2) 「育児・家事援助」を実施しなかった理由(複数回答)

「育児・家事援助」を実施しなかった理由について、「必要がなかったため」
が 562 か所 (72.0%) と最も多かった。

表IV-5 育児・家事援助を実施していない理由

区分	市区町村数	比率
必要がなかったため	562	72.0%
訪問者の確保ができなかったため	128	16.4%
予算が足りないため	81	10.4%
その他	160	20.5%

^(*) 平成 23 年度の実績については、対象家庭がなかったなどの理由により平成 23 年度に訪問実績が無かった市町村を除いて集計した数値を掲載している。

(3) 訪問した家庭の把握経路

平成 23 年度に養育支援訪問事業を実施した家庭の主たる把握経路(複数回答)は、「乳児家庭全戸訪問事業」(67.4%)が最も多く、次いで、「保健師の活動」(65.5%)が多かった。「その他」(10.9%)の経路としては、「他部署・他機関からの情報提供」、「本人・家族からの相談・申し出」、「乳幼児健診時」等があった。

表IV-6 平成 23 年度に養育支援訪問事業で訪問した家庭の主たる把握経路(複数回答)

区分	市区町村数	比率
乳児家庭全戸訪問事業	664	67.4%
保健師の活動	645	65.5%
要保護児童対策地域協議会の支援ケース	443	45.0%
医療機関からの情報提供	440	44.7%
妊娠届出・母子健康手帳交付時	416	42.2%
保育所・幼稚園・学校からの情報提供	251	25.5%
他の自治体からの情報提供	216	21.9%
児童相談所からの情報提供	208	21.1%
その他	107	10.9%

(4) 要保護児童対策地域協議会への登録有無(平成 23 年度)

要保護児童対策地域協議会へのケース登録の有無については、「一部を登録ケースとしている」市区町村が 543 か所(55.1%)と最も多かった。

表IV-7 平成 23 年度の要保護児童対策地域協議会への登録有無

区分	市区町村数	比率
全て登録ケースとしている	154	15.6%
一部を登録ケースとしている	543	55.1%
登録ケースとしていない	288	29.2%
計	985	100.0%